

閱覽用

令和2年 第10回
神崎市農業委員会総会 議事録

令和2年10月7日
神崎市農業委員会

令和2年 第10回 神崎市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年10月7日(水) 午前9時30分開会

2 開催場所 神崎市役所 2階共用会議室

3 出欠者の状況

出席委員 13名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村 睦雄	出
2	副会長	末吉 利文	出
3	委員	城野 芳春	出
4	委員	野田 豊	出
5	委員	八谷 敏	出
6	委員	中原 和之	出
7	委員	樋口 光輝	出
8	委員	國部 善典	出
9	委員	森田 壽春	出
10	委員	福田 省二	出
11	委員	田淵 晃敏	出
12	委員	真島 満	出
13	副会長	吉浦 文雄	出

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

10番 福田省二委員 13番 吉浦文雄副会長

日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 3件

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

議案第4号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画 利用権設定関係について 216件

5 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利

農政農地係 係長 大隈裕次

6 会議の概要

(開会)

事務局長

皆様、おはようございます。

本日はご多忙の中、本総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

新庁舎移転後、初めての定例総会でありまして、会場は変わりましたが、新型コロナウイルス感染防止対策として、会場の換気と出席者の席間隔の確保、議案書の事前送付などに努めてまいります。本日も円滑な議事の進行について、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、着席して、議事を進めさせていただきます。

令和2年 第10回神崎市農業委員会総会の開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いいたします。 よろしくをお願いいたします

(会長挨拶)

会 長

10月に入りまして、本当に秋めいてまいりました。朝がたの風も寒いくらいになってまいりました。

これから平坦部は稲刈りが始まりますし、それから麦播きと大変忙しい季節となります。皆様どうか体を大事にされて、病気をしないように健康にお過ごしくださるようお願いいたします。

それでは、只今から令和2年 第10回 神崎市農業委員会総会を開会します。

(総会の成立)

事務局長

ありがとうございます。本日の出席委員は、只今12名ですが、12番真島委員より少々遅れるとの連絡をいただいておりますので、13名全員出席となります。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、10番 福田委員と13番 吉浦副会長を指名します。 よろしくお願ひします。

議 長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議 長

○日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 3件

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

議案第4号 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について 216件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 24件

以上、4議案の224件と、1報告の24件です。 ご審議、ご決定賜りますよう、よろしくお願ひします。

議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して、議席番号、お名前の後に発言されるようお願ひします。

(議案第1号、受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。 受付番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に説明】

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

受付番号1番、申請地の所在は、千代田町下西字〇〇 〇〇番の田1筆の453㎡です。 転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定済みであり、農地区分は、特定土地改良事業の受益地に該当することから第1種農地と判断し、転用許可基準としましては、〇〇で集落に接続して設置されるものとなります。 位置図などは3ページと4ページに添付をしております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関の融資証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。受付番号1番について、地区担当委員の11番 田淵委員のご意見をお願いします。

11番 田淵委員 【地区担当委員の意見】

11番の田淵です。1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区の担当推進委員とともに、9月25日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号1番の申請者の退室を確認)
(採決)

議 長

これより採決します。議案第1号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(ここで12番 真島委員が出席される)
(議案第1号、受付番号2番の申請者が入室、着席を確認)
(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

それでは、受付番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に説明】

続きまして議案第1号 受付番号2番、申請地の所在は、神埼町的字〇〇 〇〇番の田1筆の604㎡です。 転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定済みであり、農地区分は、住宅が連たんしている区域に近接する農地で10ha未満に該当することから第2種農地と判断し、転用許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなります。

位置図などは5ページと6ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関の残高証明書が添付されており、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 受付番号2番について、地区担当委員の10番 福田委員のご意見をお願いします。

10番 福田委員 【地区担当委員の意見】

10番の福田です。 1号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の古澤推進委員とともに、先月の9月25日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。 みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(9番 森田委員が挙手)

議 長

はい、森田委員どうぞ。

9番 森田委員

9番の森田です。 申請地は、現在も水田やったんですかね。 周囲が宅地ばかりなんで、田んぼやったのかなあって、地目は農地でも雑種地かなんかやったのかなあって思って、確認でした。

事務局

この場所につきましては、県道三瀬神埼線の、位置図にあります交差点より南の方で、〇〇の方へ抜ける道路ができたところに隣接する農地となります。申請地1筆だけ田として残っている状況でした。

議 長

私も現地確認しました。 森田さんよろしいでしょうか。

9 番 森田委員

わかりました。

議 長

他にありませんでしょうか。 よろしいですか。

(なしの声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。 申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。

(議案第 1 号、受付番号 2 番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第 1 号、受付番号 2 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第 1 号、受付番号 3 番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第 1 号 農地法第 5 条関係)

議 長

次に、議案書の 2 ページをご覧ください。 受付番号 3 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 1 号、受付番号 3 番を議案書を基に説明】

続きまして、受付番号 3 番、申請地の所在は、千代田町境原字〇〇 〇〇番の田 1 筆の 5 1 2 m²です。 転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容は、所有権の移転で、農振除外は平成 2 3 年 1 2 月に決定済みであり、農地区分は、住宅が連たんしている区域に近接する農地で 1 0 ha 未満に該当することから第 2 種農地と判断し、転用許可基準につきましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなります。

位置図などは 7 ページと 8 ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関の残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 受付番号3番について、地区担当委員の11番 田淵委員のご意見をお願いします。

11番 田淵委員 【地区担当委員の意見】

11番の田淵です。 1号議案の受付番号3番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の推進委員とともに、9月29日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いかと思えます。 みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)
(なしの声あり)

議 長

よろしいですかね。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。 申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号3番の申請者の退室を確認)
(採決)

議 長

これより採決します。 議案第1号、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第1号、受付番号4番の申請者が入室、着席を確認)
(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

それでは、受付番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号4番を議案書を基に説明】

続きまして、受付番号4番、申請地の所在は神埼町永歌字〇〇 〇〇番の田1筆、103㎡及び一体利用される宅地1筆257.64㎡の合計360.64㎡です。 転用の目的や理由、貸付人、借受人、施設の用途や資金などは記

載のとおりです。

権利の内容は使用貸借による権利の設定で、農振除外は平成23年12月に決定済みであり、農地区分は、特定土地改良事業の受益地に該当することから第1種農地と判断し、転用許可基準としましては、〇〇で集落に接続して設置されるものとなります。位置図などは9ページと10ページに添付しております。

本件は、現地は既に自宅の〇〇として利用されておりましたので、追認の申請となり、現地確認や申請者に対し農地法を遵守するよう指導を行った上で、現況写真と、許可前の事前着手の経緯や理由などを始末書として提出させております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されており、地区の同意も得てあります。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。受付番号4番について、地区担当委員の5番 八谷委員のご意見を申し上げます。

5番 八谷委員 【地区担当委員の意見】

5番の八谷です。1号議案の受付番号4番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の栗山推進委員、そして田中推進委員とともに、9月30日現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

但し、今回の案件につきましては、事務局の説明のとおり、既に〇〇として利用されておりますが、始末書を提出され反省されております。

みなさまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(ありませんの声あり)

議 長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

はい、質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出を申し上げます。おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号4番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第1号、受付番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(12番 真島委員が挙手)

議 長

真島委員、何でしょうか。

12番 真島委員

今日は遅れてすいません。 12番の真島ですが、前にも言ったと思いますが、資料には航空写真は付けられんとでしょうか。 航空写真ないば申請地の周りのどぎゃんなとととかのもっとわかるし、これはしかたないかなあとか、こいわ審議ですから、何か付けられん理由のあんない仕方なかですけど、みなさんの判断しやすかごと付けてもらえたらいいなと思いますけど。

議 長

航空写真って、字図と組み合わせて見られるやつっていうことでしょうか。

12番 真島委員

行政システムってあつとでしょ？ 市役所で使われてるようなものですよ。 使わらんないお願いしたいと思いますけど。

事務局

以前委員が申されたものは、住宅地図じゃなくて、字図を使って申請地の周辺の状況を示したものを作成するということでしたので、その後は事務局はそれで位置図を作成させていただいております。

市の地図システムは現在航空写真は28年度撮影のものを使っていまして、市は3年に一度更新しておりますが、間もなく新しいものを使えることになると思いますので、それを機会に検討したいと思いますが、いかがでしょうか。

12番 真島委員

でも、わかりやすく審議材料になるものがないと思いますので、できれば航空写真を使ったものをお願いします。

事務局

ぜひ検討させていただきます。

議 長

事務局では検討するとのことですから、それでお願いしたいと思います。

12番 真島委員

お願いします。

(議案第2号、受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第2号 農地法第4条関係)

議長

それでは、議案書の11ページをご覧ください。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について議題とします。

受付番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に説明】

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

受付番号1番、申請地の所在は神埼町永歌字〇〇 〇〇番の田1筆および898番の2の畑1筆の計235㎡です。

転用の目的や理由、申請人、転用目的などは記載のとおりであります。農振除外は平成23年12月に決定済みであり、農地区分は、特定土地改良事業の受益地に該当することから第1種農地と判断し、転用許可基準としましては、住宅で集落に接続して設置されるものとなります。位置図などは13ページと14ページに添付しております。

本件は、先ほど第1号議案の5条の受付番号4番でご審議いただいたものと関連しており、現地は既に自宅の〇〇として利用されておりましたので、追認の申請となり、現地確認や申請者に対し農地法を遵守するよう指導を行った上で、写真と許可前の事前着手の経緯や理由などを始末書として提出させています。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。受付番号1番について、地区担当委員の5番 八谷委員のご意見をお願いします。

5番 八谷委員 【地区担当委員の意見】

5番の八谷です。2号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりで、第1号議案の受付番号4番と関連したものです。

私も、地区担当の栗山推進委員、田中推進委員とともに、9月30日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

但し、今回の案件につきましても、現在〇〇として利用されておりますが、始末書を提出され反省されております。みなさまのご審議をよろしく願います。

議 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(7番 樋口委員挙手)

議 長

樋口委員さんどうぞ。

7番 樋口委員

7番の樋口ですが、この案件に関しては、先ほどの議案と同じですが、家を建てたときの申請はどうなっとったとですか。これは家の周りをぐるっと囲んだような状況での申請ですよ。

ちょっとおかしいと思うんですよ、いくら始末書書いても。だから以前ですよ、家を建てたときの申請はどうやったかっていうことですよ。

これ、家に入られんような状況で家建てちゃったですよ。その時点でアウトですよ。その時の申請のどうなっとったかが知りたかですね。

議 長

前のことはわからんやろう。事務局はわかる？

事務局

ちょっとわかりませんが。事務局長わかりますか。

事務局長

私の方からお答えしますが、これは土地改良事業が家の周辺で行われており、換地処分でこの畑地目とかが張り付けられています。よく換地処分で元家の周りにですね、農地地目で土地改良区の計画の中で張り付けられて、将来宅地として使いたいというところでされてはありますが、土地改良事業は農地地目でしかできません。そして本来は、地目返還には農地転用が必要となるわけですが、神埼町、千代田町において相当数こういう形で家の間口の方に農地地目が張り付いたままであると。そして、そのまま宅地として長年使っているというケースがあって、今回も同じようなケースでございました。

土地改良事業実施の時には、やってもらってありがたいんですけど、地目は農地のままだっていうことです。神埼、千代田では、けっこう例がありまして、このような追認申請が出てまいります。以上です。

議 長

よろしいでしょうか、樋口委員さん。よろしいですか。

7番 樋口委員

はい。よろしいです。

議 長

他にありませんか。 よろしいですかね。
(ありませんの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。 申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。
(議案第2号、受付番号1番の申請者の退室を確認)
(採決)

議 長

これより採決します。 議案第2号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号、受付番号2番の申請者が入室、着席を確認)
(議案第2号 農地法第4条関係)

議 長

それでは、受付番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、受付番号2番を議案書を基に説明】

受付番号2番、申請地の所在は神埼町鶴字〇〇 〇〇番外1筆 畑2筆及び一体利用として宅地1筆の217.75㎡です。

転用の目的や理由、申請人、転用目的などは記載のとおりであります。農振除外は平成23年12月に決定済みであり、農地区分は、鉄道の駅等から概ね500m以内にある農地に該当することから第2種農地と判断し、転用許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得となります。位置図などは15ページと16ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 受付番号2番について、地区担当委員の6番 中原委員のご意見ををお願いします。

6番 中原委員 【地区担当委員の意見】

6番の中原です。 2号議案の受付番号2番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の佐藤推進委員とともに、9月23日に現地の状況や転用の

内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(ありませんの声あり)

議 長

ありがとうございます。質疑なしと認め、質疑を終了します。申請者は退出をお願いします。おつかれさまでした。

(議案第2号、受付番号2番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。議案第2号、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号、受付番号3番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第2号 農地法第4条関係)

議 長

次に、議案書の12ページをご覧ください。受付番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号、受付番号3番を議案書を基に説明】

受付番号3番、申請地の所在は千代田町境原字〇〇 〇〇番の外1筆 田2筆及び一体利用として宅地1筆の521.22㎡です。

転用の目的や理由、申請人、転用目的などは記載のとおりであります。農振除外は平成23年12月に決定済みであり、農地区分は、住宅が連たんしている区域に近接する農地で10ha未満に該当することから第2種農地と判断し、転用許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなります。位置図などは17ページと18ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 受付番号3番について、地区担当委員の11番 田淵委員のご意見をお願いします。

11番 田淵委員 【地区担当委員の意見】

11番の田淵です。 2号議案の受付番号3番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。 この土地は道路拡幅に伴う〇〇の移転で申請されております。

私も、地区担当の推進委員とともに、9月29日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。 みなさまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。 申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。

(議案第2号、受付番号3番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第2号、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第3号 農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の19ページをご覧ください。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。

受付番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 3 号、議案書を基に説明】

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします。

受付番号 1 番は、親子間の所有権の移転で、譲受人が 新規就農支援事業である農業次世代型人材投資事業の受給要件を満たすため、申請されたものです。

申請理由などは記載のとおりです。 申請地の位置図を 20 ページに添付しています。

この申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号にある、農地の全部の効率的耕作要件、経営面積の下限面積要件、農作業などへの常時従事要件、農地の集団化、農作業の効率化など地域との調和要件を満たして、許可基準に達しているものと思われます。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 ご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

私からですが、こちらはですね私の地区の方でありまして、親子でハウスのアスパラ栽培をされていまして、息子が新規就農支援者で、その要件を満たすために今回土地を譲受けるということです。

親子それぞれで別経営体で営農されるということで、全面にハウスを何棟も整備してある農地です。 親子でがんばってあります。 以上です。

議 長

それでは、ご質問などよろしいですかね。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第 3 号、受付番号 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。

(議案第 4 号 基盤強化促進法第 18 条第 1 項 利用権設定関係)

議 長

次に、別冊の議案第 4 号をご覧ください。

議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について議題とします。

初めに、1 ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書の総括表を基に説明】

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成して農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、総会での議決を求めるものであります。

まずは総括表により説明しますので、議案書の1ページをお開きください。

利用権設定関係総括表

神埼町 新規68件、再設定133件、計201件、内訳は、田732筆 1, 411, 295.83㎡、畑11筆 5, 050.24㎡、

計745筆 1, 416, 346.07㎡

千代田町 新規1件、再設定14件、計15件、内訳は、田24筆

60, 923㎡、畑5筆 751㎡、計29筆 61, 674㎡

神崎市合計216件、内訳は、田756筆 1, 472, 218.83㎡、畑18筆 5, 801.24㎡、計774筆 1, 478, 020.07㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。総括表による説明は以上です。

(議案第4号 基盤法 利用権設定関係 神埼町新規)

議 長

総括表の説明が終わりました。

次に、2ページからの農用地利用集積計画、神埼町新規について審議しますが、議事参与の制限があるものを先に審議します。

2ページの番号6番から10番までの法人への設定については、5番 八谷委員が議事参与の制限を受けますので、委員の退室を求めます。

(5番 八谷委員の退室を確認して)

議 長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書2ページの、神埼町新規の6番から10番までの申し出について説明します。左から、土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、利用目的・賃借料など、そして設定期間となっております。

設定する内容は、田11筆 13, 327.09㎡で、法人との設定となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

(審議・議決)

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。
(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

よろしいですね。 では質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。 それでは、5番 八谷委員の入室を許可します。

(5番 八谷委員の着席を確認して)

議 長

それでは、あらためまして、議案書2ページの神埼町新規の番号1番から、10ページの68番までを審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書2ページから10ページの、神埼町新規の番号1番から68番までの申し出について説明します。 設定する内容は、先ほどの審議分と合わせまして、田378筆 783, 673.42㎡、畑2筆 1, 150㎡、計380筆 784, 823.42㎡となっております。

なお、番号11番から68番までは佐賀県農業公社が行う農地中間管理事業を活用して、新たに設立された法人に農地を集積するため、農地中間管理事業法に基づく農用地利用集積計画の一括方式により利用権設定されたものです。

その他の内容につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。
(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

よろしいですね。 では質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第4号 基盤法 利用権設定関係 神埼町再設定)

議 長

次に、議案書11ページからの農用地利用集積計画、神埼町再設定について審議しますが、13ページの番号26番から、22ページの116番までの法人への設定については、5番 八谷委員が議事参与の制限を受けますので、委員の退室を求めます。

(5番 八谷委員の退室を確認して)

議 長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書13ページから22ページの、神埼町再設定の番号26番から116番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田231筆 373, 805.23㎡、畑2筆 201㎡、計233筆 374, 006.23㎡で、法人との設定となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(なしの声あり)

議 長

よろしいですね。では質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。それでは、5番 八谷委員の入室を許可します。

(5番 八谷委員の着席を確認して)

議 長

それでは、あらためまして、議案書11ページの神埼町再設定の番号1番から24ページの133番までを審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書11ページから24ページの、神埼町再設定の番号1番から133番までの申し出について説明します。

設定する内容は、先ほどの審議分と合わせまして、田354筆 627, 622.41㎡、畑11筆 3, 900.24㎡、計365筆 631, 522.65㎡となっております。

なお、番号117番から133番までは、佐賀県農業公社が行う農地中間管理事業を活用して、新たに設立された法人に農地を集積するため、農地中間管理事業法に基づく農用地利用集積計画の一括方式により利用権設定されたものです。

その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。
(質疑・応答)

(12番真島委員挙手)

議 長

よろしいでしょうか。はい、真島委員どうぞ。

12番真島委員

12番の真島です。質問というか、これは教えてください。

受付の3番に受け手が〇〇部会とありますが、これは市報にも載ってあったけど、生産者の部会ってことで認めちゃったのでしょうか、まず〇〇を栽培することが畑かってことで。それと、借りつとに市は5反要件は関係なかったかね？

言いよっことわかつかな？一つは〇〇は畑でよかろうかということと、もう一つは、5反要件は関係なかつたかということ。反対とかじゃなかですけど、ちょっと興味がありましてですね。

議 長

事務局より説明よろしいですか。

事務局長

私の方からお答えします。まず〇〇を植えるってことで畑なのかっていうことなんですけど、これは関係各機関に確認取れておりまして、〇〇部会は〇〇を採取して飲料等とかの加工原材料にするということで、肥培管理等行われますので、これは営農と見なされると判断いただいております。このために

昨年度ですか、部会を立ち上げられておりますので、私たちはこの部会が常時営農される団体だと捉えております。

もう一つの耕作面積5反要件のことですけれど、これは神埼町エリア内でのことなので要件は該当しますが、5反要件は新たに農地を取得する場合の要件でありまして、賃貸借や使用貸借権で農地を借りられる場合は5反要件の適用はございません。申出された営農の内容ができるのか、労力や資力、機械保有等の状況をもって営農の事実を確認させていただいております。以上でよろしいでしょうか。

議 長

委員よろしいでしょうか。

12番真島委員

はい、わかりました。

議 長

では、他によろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、神埼町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第4号 基盤法 利用権設定関係 千代田町新規)

議 長

次に、25ページの農用地利用集積計画、千代田町新規の番号1番を審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書25ページの、千代田町新規の番号1番の申し出について説明します。

設定する内容は、田3筆 9, 007㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(ありませんの声あり)

議 長

はい、質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(議案第4号 基盤法 利用権設定関係 千代田町再設定)

議 長

次に、議案書26ページからの農用地利用集積計画、千代田町再設定について審議しますが、26ページの番号4番については、8番 國部委員が議事参与の制限を受けますので、委員の退室を求めます。

(8番 國部委員の退室を確認して)

議 長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書26ページの、千代田町再設定の番号4番の申し出について説明します。設定する内容は、田4筆 15,091㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(ありませんの声あり)

議 長

はい、質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町新規について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。 それでは、8番 國部委員の入室を許可します。

(8番 國部委員の着席を確認して)

議 長

それでは、あらためまして、議案書26ページの千代田町再設定の番号1番から、27ページの14番までを審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、議案書を基に説明】

議案書26ページと27ページの、千代田町再設定の番号1番から14番までの申し出について説明します。

設定する内容は、先ほどの審議分と合わせまして、田21筆 51, 916㎡、畑5筆 751㎡、計26筆 52, 667㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。
(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(ありませんの声あり)

議 長

それでは、質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、千代田町再設定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知 合意解約関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認についての報告です。 事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について報告い

たします。

農地法第18条第1項ただし書きの第1号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっていますので、受理したものを報告いたします。

受付番号の1番から24番は、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約で、主に農地中間管理事業を活用して、新たに法人との利用権設定をするために解約の手続きがなされたものです。以上報告いたします。

議 長

説明が終わりました。 ご質疑ありませんか。
(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(なしの声あり)

議 長

無いようですので、報告第1号については報告のとおりです。

議 長

以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。

これをもちまして、令和2年 第10回神崎市農業委員会総会を閉会します。
ご審議ありがとうございました。

10時45分 閉 会